

令和3年2月
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会
定例会会議録

令和3年2月25日 開会
令和3年2月25日 閉会

令和3年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会会議録

午後1時00分 開議

議事日程

第1. 会議録署名議員の指定

第2. 会期の決定

- 第3. 議案第1号 令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算
議案第2号 令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算
議案第3号 令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算
議案第4号 令和3年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について
議案第5号 令和2年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第6号 令和2年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について
議案第7号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護給付費準備基金条例の制定について
議案第8号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合財政調整基金条例の一部改正について
議案第9号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部改正について
議案第10号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第11号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第12号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第13号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第14号 黒部市・入善町・朝日町高度無線環境整備工事請負契約の締結について

(提案理由説明 理事長)

(休憩) 全員協議会開催 議案等細部説明

(再開) 質疑

第4. 一般質問

第5. 討論・表決 (議案第1号から議案第14号まで)

第6. 議会運営に関する調査について (委員長報告・質疑・表決)

本日の出席議員（9人）

1番	木島 信秋 君	2番	小柳 勇人 君
3番	成川 正幸 君	4番	谷村 一成 君
5番	野島 浩 君	6番	佐藤 一仁 君
7番	井田 義孝 君	8番	西岡 良則 君
9番	寺西 泉 君		

説明のため出席した者

理事長	笹島 春人 君	副理事長	大野 久芳 君
副理事長	笹原 靖直 君	会計管理者	島瀬 佳子 君
監査委員	八木 正則 君	事務局長	真岩 芳宣 君
総務課長	越 雄一 君	主幹・庶務係長	本多 裕 君
課長補佐・認定係長	木本 志津 君	課長補佐・ケーブルテレビ係長	徳永 賢二 君
管理係長	杉田 博道 君	給付係長	久野木 利佳 君

職務のため出席した者

黒部市福祉課長	平野 孝英 君	黒部市企画情報課長	藤田 信幸 君
入善町保険福祉課課長代理	瀧本 優美子 君	入善町参事企画財政課長	竹島 秀浩 君
朝日町健康課長	岩村 耕二 君	朝日町総務政策課長	谷口 保則 君

○議長（西岡 良則君）皆様、ご苦労様です。今年は、記録的な大雪による影響が各地を襲いました。組合管内1市2町におきましても、この豪雪による交通網など住民生活への影響はもとより、ビニールハウスが倒壊するなど甚大な農業被害に見舞われました。春の農作業に向け、一刻も早い復旧を望むものであります。

一方、新型コロナウイルス感染症は、未だに収束を迎えることが出来ない中、ワクチン接種に向け動き出しました。県内におきましても、19日より医療関係者へのワクチン先行接種が開始されたところでありますが、政府は昨晚、高齢者への接種を4月12日より開始予定とし、今後のワクチン接種のスケジュールを示したところであります。ワクチンの配布分量が限られていることなど、市町村におきましては、ワクチンの供給量やスケジュールなど不確定な部分が未だに多く、住民の皆様は安全に安心して接種していただけるよう、対象者への周知はもとより、ワクチン接種にかかる環境整備や医療体制の構築などに向け、富山県とともに、政府には一刻も早く、正確かつ具体的な情報を提供していただきたいと、強く要望するものであります。

それでは、本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を開会いたします。

監査委員から例月出納検査の報告がありました。お手元に配付したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。会議規則第19条の規定により作成いたしました議事日程はお手元に配布したとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（西岡 良則君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、「3番 成川 正幸君」、「5番 野島 浩君」以上2名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（西岡 良則君）日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日2月25日の1日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡 良則君）ご異議なしと認めます。よって、会期は、「1日間」と決定いたしました。

「議案第1号から第14号」

○議長（西岡 良則君）日程第3、「議案第1号」令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算から「議案第14号」黒部市・入善町・朝日町高度無線環境整備工事請負契

約の締結についてまでの14件を一括議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長「笹島 春人君」。

(提案理由説明)

○理事長(笹島 春人君) 大変穏やかな日となりました。まだまだ寒い日が続いており、本格的な春まではもう少し時間がかかるものと感じております。

本日ここに、令和3年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、本組合の重要諸案件についてご審議いただきますことに対し、深く敬意を表するものであります。

それでは、議案の説明に先立ちまして、介護保険事業及びケーブルテレビ事業の概要を申し上げます。

まず、介護保険事業についてであります。本年度11月末の状況を申し上げますと、管内における第1号被保険者数は2万6,659人で、前年同期と比べ104人の増加となっております。

また、第2号を含む要支援及び要介護認定者数は4,958人であり、前年同期と比べ73人の減少、認定者の発生率は、18.6%となっているところであります。

本年度は第7期事業計画の最終年度であり、計画2年目の昨年度と介護サービスの利用状況を比較しますと、11月までの実績では、サービス利用者数で対前年度比1.2%、介護給付費で2.2%の伸びとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、通所系・短期入所系サービスが減る一方、訪問系サービスが伸びる状況にありましたが、現在は、少しずつ通常通りに戻りつつあります。

さて、第8期介護保険事業計画であります。先日の全員協議会でご説明申し上げたとおり、昨年12月下旬に公表された介護報酬の0.70%引き上げ等を踏まえ、介護給付費の見込額を算定し、保険料剰余金も考慮した上で、第8期の介護保険料の基準額を、第7期と同額の月額5,600円と設定して、最終事業計画を取りまとめたところであります。

所得段階別保険料につきましても、第7期と同じ11段階とし、低所得者層の第1段階から第3段階までの公費による保険料軽減を継続してまいります。

第8期事業計画では、第7期の取り組みを継承しつつ、中長期的な視点により、介護予防の推進、認知症予防、災害・感染症などに備えた安心・安全な地域づくり、地域の実情に応じた医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各構成市町と連携しながら、深化・推進してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本年度11月末のケーブルテレビ加入世帯数は2万2,970世帯で、加入率は82.2%であります。

前年度の11月末と比べますと、48世帯の増加、加入率は0.1ポイント高くなっております。

加入の内訳は、エコノミーコースが1万7,684世帯・加入率63.3%、BSデジタルコースが1,274世帯・加入率4.6%、多チャンネルコースが3,965世帯・加入率14.2%、4Kサービスコースが47世帯・加入率0.2%となっております。

また、本年度よりFTTH化整備事業がスタートしております。

組合管内1市2町全域における放送や通信の高速化、大容量化に対応した環境を整えることにより、様々な用途に活用され、併せて、より魅力的なケーブルテレビ事業となるよう、鋭意取り組ん

でまいりたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

まずは、次年度の当初予算関係の議案について申し上げます。

議案第1号は、「令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算」であります。

予算総額は、2億6,548万4千円で、前年度当初予算と比較しまして55万6千円、率にして0.2%増となっております。

予算が増額となりました主な要因は、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費等の計上であります。

次に、議案第2号「令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」であります。

第8期介護保険事業計画初年度の予算といたしまして、予算総額は、84億7,144万円で、前年度当初予算と比較しまして8,739万8千円、率にして1.0%増となっております。

歳出予算の主なものについて申し上げます。

保険給付費につきましては、79億6,540万1千円を計上いたしたところであり、前年度に比べ7,689万2千円、1.0%の増となっております。

この内、介護サービス給付費には対前年度比1億8,434万7千円、2.5%増の75億4,708万円を計上しております。

一方、地域支援事業費につきましては、前年度に比べ0.4%、198万円増の4億8,031万8千円を計上しております。

また、保健福祉事業費につきましては、前年度に比べ59.7%、860万円増の2,300万円を計上しております。

歳出予算の財源には、主に保険給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分として、国県支出金、構成市町分担金、支払基金交付金、及び第1号被保険者の保険料を充当するものであります。

また、構成市町の分担金につきましては、当該分担金の分賦の額及び納付期日について、議会の議決が必要でありますので、「議案第4号」として提出しているところであります。

次に、議案第3号「令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5億1,210万1千円で、前年度当初予算と比較しまして1,294万9千円、率にして2.5%の減額となっております。

F T T H化整備に伴う指定管理料など新たな必要経費を計上いたしましたが、朝日町における混雑解消のための設備改修が不要となったことにより、対前年度比において差引減額予算となったものであります。

C A T V事業特別会計予算の主な歳入は、視聴者の皆さんにご負担いただくC A T V使用料であります。

また、歳出における事業費は、C A T Vの運営にかかるものであり、主な歳出の内訳はセンター設備、障害対応等の修繕料などの需用費が4,792万4千円、指定管理料を含む委託料が4億635万4千円、機器リース料などの使用料及び賃借料が3,567万8千円などとなっております。

次に、本年度の補正予算関係の議案について申し上げます。

議案第5号は、「令和2年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計

補正予算（第3号）」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、保険料の減免にかかる国庫補助金の受け入れを計上するものであります。

さらに、低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う負担金並びに、組合が構成市町に委託しております地域支援事業における過誤による精算金を予算化するものであります。

次に、議案第6号は、先の8月、12月議会で議決いただきましたCATV事業における当該分担金の分賦の納付期日について、国や県の補助を全額、翌年度に繰越することから、分担金と補助金の執行年度の整合性を図るため、構成市町からの分担金の支払い期日を改めるものであります。

続きまして、条例関係の議案について申し上げます。

「議案第7号」は、新たに制定する条例であります。

介護保険事業計画を中長期的に考察するにあたり、今後の保険料の急激な上昇を抑えるため、また、介護給付費が見込みを上回る場合に活用するためにも、現在の剰余金を基金として積立て、管理する「介護給付費準備基金」を設けるものであります。

併せて、「議案第8号」において、既存の「財政調整基金条例」について、当初からの設置目的に沿った運用を維持するとともに、「介護給付費準備基金」との運用を明確にするため、同条例の一部を改正するものであります。

「議案第9号」から「議案第13号」は、条例の一部を改正するもので、「議案第9号」は、第8期介護保険事業計画等にかかる「介護保険条例」の一部改正であります。

「議案第10号」は「組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正。

「議案第11号」は「組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正。

「議案第12号」は「組合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正。

「議案第14号」は「組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正であります。

これらの改正は、介護保険事業計画とともに、3年に1度の介護報酬の見直し等に伴う、関係省令の改正に併せ、当組合の関係条例について、所要の改正を行うものであります。

次に契約に関する議案としまして、議案第14号「黒部市・入善町・朝日町高度無線環境整備工事請負契約の締結について」を上程しております。

この工事は、長年の懸案事項でありましたFTTH化整備にかかる工事であり、条件付き一般競争入札として、去る1月20日、工事概要及び入札参加資格要件、入札方法等を公告し、資格審査を経て、2月15日に入札に付したところ、請負金額、18億6,780万円でNECネットエスアイ株式会社に落札決定し、仮契約を済ませております。

なお、工事費につきましては、先の12月議会にて、繰越の承認をいただいておりますので、令和3年度へ全額を繰越させていただきたいと考えております。

以上、本日提出いたしました議案についての概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。何卒、慎重ご審議の上、適切な

るご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡 良則君） それでは、議案の細部説明を聞くため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 19 分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

「再開」

○議長（西岡 良則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 の議事を継続し、これより上程されております議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（西岡 良則君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（西岡 良則君） 日程第 4、一般質問を行います。通告者は 3 名であります。念のため、発言順を申し上げます。1 番目「小柳 勇人君」、2 番目「成川 正幸君」、3 番目「井田 義孝君」以上であります。

順次発言を許可いたします。2 番「小柳 勇人君」。

○2 番（小柳 勇人君） それでは、通告に基づき全部で 4 問質問させていただきます。

最初は、「議案第 7 号」介護給付費準備基金条例についてです。剰余金を基金とすること、保険料の負担を世代間で分け合う考え方には賛成です。

現在の介護保険制度は、賦課方式が基本と認識をしています。制度開始年は 2000 年でした。総務省の資料によりますと、日本の総人口が初めて減少したのが 2008 年であります。

第 8 期の介護保険事業計画では、2025 年や 2040 年を区切りの年と見据え、今後の人口動向の変化に対応していくことが明記されております。将来、保険料の値上げが見込まれる中、これまでの剰余金を第 8 期、第 9 期と幅広い世代の 1 号被保険者に還元していく考え方は、新川地域の介護制度を持続可能な体制へと強化していく政治の責任の果たし方として私は支持をしております。

第 8 期の計画から管内の 1 号被保険者の割合は、2000 年 22.9%、2010 年 28.0%、2020 年 34.8%、2030 年推計で 38.5%です。高齢者率が高まることは、介護保険の制度上、2 号被保険者 1 人当りの負担が高くなります。また、物価スライドも考慮する必要がありますが、1 号被保険者の基本保険料の差異、これは直接負担の差異になります。

改めて、今回の基金が、管内の 2025 年や 2040 年を見据え、保険料の急激な上昇を抑えるため上程されたことを高く評価申し上げます。そこで、今回の基金条例案について、基金を処理する財政

運営に支障が生じる場合の想定について及び世代間の負担の公平化についての考え方を伺います。

次に、ケーブル網のFTTH化について関連して伺います。

令和4年4月以降は、ケーブルテレビのサービスは、FTTHとHFCの2つの規格となります。新サービス開始後は、新規格の契約と現規格の契約の2つが混在し、この2つの規格について維持管理を行うことが必要になります。そこで、新サービスが開始され、2つの規格が残ることについて、維持管理などの課題やその対応策について伺います。

次に、令和4年度から開始されるサービス内容について伺います。テレビやインターネットなどのサービスを受ける市民町民からは、分かりやすく、安価で安定した内容が期待されています。そこで、サービス体系と利用料金の策定方法について伺います。

最後に、運営の特徴について伺います。全国的な傾向や県下のケーブルテレビ富山や射水ケーブルネットワークと本組合の運営方法は異なっております。他の会社や本組合ともに、その設立経過やケーブル施設の財源、標高差など管内地域特性の差異などは理解しております。

しかし、今後のさらなる技術革新やIoT化が進むことが確実に予測されています。そこで、当組合が行っている指定管理制度や卸役務契約について、長所と短所を含め、その特徴について伺います。

○議長（西岡 良則君） それでは、答弁を求めます。はい。「理事長 笹島 春人君」。

○理事長（笹島 春人君） 小柳議員の質問、1つ目の項目「介護給付費準備基金条例について」にお答えいたします。

本組管内では、令和3年度以降、高齢者の人口は減少してまいりますが、生産年齢人口や年少人口の減少も進むことから高齢化率は増加し続けるとともに、介護保険サービスを必要とされる要介護者等認定者数も増え続けるものと推測しております。

このような中で、第8期介護保険事業計画では、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年や、団塊ジュニアの世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年を見据えた中長期的な視点を踏まえた計画を策定しており、保険料基準額は、第8期も月額5,600円で、第7期と同額に設定したいと考えておりますが、今後の介護保険サービス給付費の伸びを踏まえると、2025年には月額6,475円、2040年には月額7,978円と上昇の一途をたどるものと見ております。

第8期の介護保険料は、余剰金を考慮しない場合は月額5,933円ですが、余剰金3億3,100万円を充当することで月額5,600円を維持することとし、333円の保険料の抑制に努めたところであります。

今後は、余剰金の用途をより明確にするため基金化し、保険料の過不足分を当該基金で管理することで、給付費の増大による保険料の急激な上昇とならないように、適宜、余剰金の積み増し、あるいは、基金を取り崩しながら、中長期的な視点をもとに、負担の公平性なども考慮しながら、保険料を設定してまいりたいと考えております。

○議長（西岡 良則君） はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君） 次に2つ目の項目であります「CATVのFTTH変更」に

についての1点目、「FTTHとHFC両方の維持管理など危惧される課題とその対応策」についてお答えをいたします。

FTTHの幹線整備後に、各世帯・事業所への引込宅内工事を行うこととなりますが、現在加入いただいております約23,000世帯すべての宅内引込工事を行うには3年程度を見込んでいます。

その間、これまでのHFCと新たなFTTHの2種類の管理運営を同時に行う必要があり、設備や伝送路の保守に係る経費は増加するものと考えております。

加入者の皆様には、現行のHFCサービスの終了時期や新たなFTTHサービスの利点を周知するとともに、指定管理者と共に連携して窓口体制の強化を図るなど、できるだけスムーズにFTTHサービスに移行していただけるよう取り組むことで、HFCとFTTHの重複による経費増加の抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に2点目の「新しくなるサービス体系と使用料金の策定方法」についてお答えをいたします。

令和4年4月のFTTHサービス開始に向け、新たなサービス体系と使用料等の策定につきましては、現在協議を進めているところでございます。

ケーブルテレビのサービスにつきましては、FTTHとなることで4Kや8Kに対応した大容量データの伝送が可能となります。現在は、BSやCSの変調方式を変更して伝送しておりますが、FTTHでは変調方式を変更することなく伝送することができることにより、サービス内容にも幅ができます。例えばでございますが、現在BSコースにご加入の方は、セットトップボックスというものを接続しているテレビでのみBS番組を視聴できることとなっております。FTTHでは、このセットトップボックスを接続しなくても家中のテレビでBSを視聴できることから、新たなコースを設けることも可能となってくるものでございます。

一方、インターネットのサービスにつきましては、HFCではこれまで120M（メガ）が最速のコースでしたが、FTTHでは宅内まで光化することで、最高1G（ギガ）のサービスも新たに設けることが可能となります。

使用料につきましては、基本的には、現行サービスの料金を維持できるよう検討してまいりたいと考えており、インターネットにつきましても、できるだけ現行の料金の価格帯を維持しながら速度を上げるなどのサービス向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、サービスの具体的な内容や料金につきましては、県内のケーブルテレビ事業者の内容や料金を参考にしながら、できる限り加入者の負担増とならないよう検討しているところでございます。

次に3点目の「指定管理者制度や卸役務契約の特徴」についてお答えをいたします。

当組合で行っている指定管理者制度の特徴につきましては、加入者からの使用料は組合の収入となる「料金収受代行制」を採用しております。この方式でのメリットとしましては、「民間ノウハウの活用」「コスト削減効果」「安定的な運営」が見込めるものでありますが、一方、指定管理者側からすれば加入者拡大へのインセンティブが働きにくいといったデメリットもあります。

次に卸役務契約の特徴についてでございますが、特徴としましては、回線提供型、いわゆる帯域貸しの運営形態となるものでございまして、通信事業に必要な上位回線やIPアドレスの準備などを卸役務契約者である通信事業者が行うとともに、プロバイダとして必要な専門知識により運営されるというメリットがあります。

一方、加入者との契約は通信事業者との契約となりますので、ケーブルテレビの契約先である本組合と異なることから、使用料金のセット割や通信回線を利用した電話サービスなどの新たなサー

ビスの提供が難しいといったデメリットがあります。

県内のケーブルテレビ局の中では、テレビとインターネットの事業を異なる事業者で行っているところは、みらーれTV以外では1社しかなく、その1社も民間に譲渡することが決定しており、テレビとインターネットを譲渡先である民間事業者が一体的に運営される予定と伺っているところでございます。

こうした状況も踏まえ、F T T Hの運営方法につきましては、現在協議を重ねているところであり、なるべく早く方針を決定したいと考えているところでございます。

「再質問」

○議長（西岡 良則君） それでは、再質問を受けます。はい。「小柳 勇人君」。

○2番（小柳 勇人君） F T T H化の方で、使用料金の策定方法についてお伺いしました。策定方法で不可欠だと思うところは、公共がやられるので透明性をどのように確保していくか、また、第三者の声、例えば利用者の声をどのように反映していくか、そのことについてのお答えがなかったので、現時点での考え方をお聞きします。

○議長（西岡 良則君） はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君） 新たなサービスの説明等につきましては、地元での説明などに時間をかけていきたいと考えておりますし、また、指定管理者と組合が一体となって進めてまいりたいと考えております。

○議長（西岡 良則君） はい。「小柳 勇人君」。

○2番（小柳 勇人君） 今聞いても納得できないのは、一般市民や我々に対しても、どのような形で協議をされているのか、中々透明性が見えないということです。これからどこかの議会のタイミングで条例案が出ると思いますが、議会を含め、透明性を担保するためにも、その過程についてもしっかりと開示していただき、将来性について議論する場を与えていただきたいと思います。その考え方をお伺いしたい。

○議長（西岡 良則君） はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君） その都度、議員の皆様にはご説明させていただきたいと考えております。その際には、お忙しいところ申し訳ありませんが、議員の皆様にはご足労いただき、ご意見をいただく場も設けたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西岡 良則君） はい。「理事長 笹島 春人君」。

○理事長（笹島 春人君） 新しいサービス提供につきましては、F T T Hの利点を最大限に活かし

ながら、皆様方に納得していただけるようなものを提供していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西岡 良則君）次に、3番「成川 正幸君」。

○3番（成川 正幸君）どなた様もお疲れ様です。それでは、発言通告に従い、ケーブルテレビについて2点お伺いいたします。

まず、1点目、ケーブルテレビ使用料金滞納者宅の光ケーブル移行についてです。

ケーブルテレビ使用料の収入未済額が増加傾向にあります。滞納者が増加すれば、支払っている世帯が抱く不公平感が増すばかりでなく、事務負担の増加にもつながります。徴収率アップは、当組合においても課題だと認識しております。

一方で、当組合では、F T T H化に伴う整備事業スケジュールが示されました。令和4年4月1日サービス開始、令和6年度まで引込工事、令和7年度から同軸の撤去工事予定となっております。光ケーブル更新に伴う宅内工事も始まり、管内全域が高速通信インフラで整備されることとなります。

そこで、1点目の質問です。滞納者宅への光ケーブル移行について、どのような対応を考えているのか伺います。

続きまして、2点目です。ケーブルテレビ使用料の徴収方法に関してです。

近年、民間だけでなく自治体においても、支払ではクレジットカードはもとより、電子マネーによるキャッシュレス決済が飛躍的に増加しています。

しかし、デジタル化が進行する中で、当組合での支払方法は、現在、口座引き落としと納付書による現金納付となっています。クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済は、納付する方の利便性もさることながら、クレジットカードにあっては、請求側から見て代金の未回収のリスクがなくなるというも大きいのではないかと考えます。

そこで、2点目の質問です。キャッシュレス決済についての考えを伺います。以上です。

○議長（西岡 良則君）それでは、答弁を求めます。はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君）それでは、成川議員のご質問の1つ目の項目「滞納者宅の光ケーブル移行への対応」についてお答えをいたします。

C A T V使用料の収入未済額につきましては、令和元年度が583万7千円であり、前年度であります平成30年度の564万7千円と比較いたしまして、19万円の増加となっておりますのでございます。

収納率は、どちらの年度も98.6%であり、高い水準を維持しておりますが、度重なる督促等の案内に応じていただけない加入者の方には、引込線を外し、未納金の納入を促すなどの措置を取らせていただいているところであります。

組合といたしましても、滞納整理は重要な課題と認識しており、指定管理者と連携しながら取り組みの強化を図っているところであります。

今回のF T T H整備に伴い、加入者の方にはF T T H移行への申込書を提出いただくこととなり

ますが、HFCサービスの終了時期とFTTHの新たなサービス内容を周知することで、スムーズなFTTHへの移行を促進するとともに、滞納者につきましては、基本的には契約約款に基づき、未納分をお支払いいただいたうえでFTTHへの移行を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西岡 良則君）はい。「理事長 笹島 春人君」。

○理事長（笹島 春人君）私の方からは、2つ目の項目「キャッシュレス決済についての考え方」についてお答えをいたします。

現在、CATV事業の使用料の徴収方法につきましては、原則、口座引落としとしており、やむを得ない事情がある方には、納付書を発行し金融機関でのお支払いをお願いしているところであります。なお、納付書の発行件数の割合は、全体の約1.4%程度となっております。

キャッシュレス決済につきましては、民間事業者の県内ケーブルテレビ局はもとより、各市町におきましても導入を進めているところであり、住民のニーズも高くなってきていると認識しております。

ただし、CATV使用料の支払い方法は、年払い、半年払い、2ヶ月払いとなっており、さらにコース変更等による返金も多いことから、現状ではキャッシュレス決済の導入は中々難しいものと考えますが、将来的には支払方法の見直しも含めまして、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレスの導入について、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

「再質問」

○議長（西岡 良則君）それでは、再質問を受けます。はい。「成川 正幸君」。

○3番（成川 正幸君）それでは、1点目について再質問いたします。

今ほど滞納者は、支払ってもらわないと移行できないと言われましたが、先程、小柳議員の質問の答弁の中で、全部で3年間ほどかけて移行するということと言われました。そうすると、この3年間の間で未納だった人は、移行しないということによろしいですか。

○議長（西岡 良則君）はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君）料金を納めていただいてからの接続と考えておりますので、3年間の間に未納分をお支払いいただいて、接続していくように促していきたいと考えております。それでも、お支払いいただけない場合には、接続するのは厳しいと考えております。

○議長（西岡 良則君）はい。「成川 正幸君」。

○3番（成川 正幸君）ずっと未納されている方には、通知を出したりと事務方も大変だと思いますので、なるべく未納者が出ないように、そして不公平感がないようにしっかりやっていただきたい

いと思います。

次に、2点目ですが、キャッシュレス決済を将来的には考えていただけるという答弁でありました。これも例えばカードにすると、ポイント還元などお得なこともありますし、支払いをする時間が無いと言う方がいれば、キャッシュレスにしてコンビニなどで決済できるようこちらで対策を打って、そんなことを言わせないような仕組みを作っていくことも大事だと思いますので、是非、取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（西岡 良則君）次に、7番「井田 義孝君」。

○7番（井田 義孝君）私は、今回大きく3点質問いたします。

まず、第8期介護保険事業計画における人材確保についてです。

私はこれまでも何度も、介護職員確保のため、組合独自の処遇改善を求めてきました。施設整備が計画通り行かないのに、有床の施設の利用制限が続いているのも、そして計画通りの給付がされず、介護保険特別会計から大幅な黒字を出しているのも、介護職員の待遇が悪く、職員確保が出来ないのが原因だからです。ここに正面から向き合い、抜本的な手を打たなければ、介護保険事業計画は8期も絵に描いた餅に終わります。

そこで、お聞きしますが、現在、入所制限している空きベッドは各市町で何床で、制限解除するには何人の職員が必要か。8期で計画している施設整備には何人の職員が必要か。職員育成、確保のための予算、施策は何か答えてください。

次に、介護給付費準備基金、財政調整基金について伺います。

当局は、2025年問題、2040年問題への対応を理由として、保険料の急激な上昇を抑えるためだとして、介護給付費準備基金を創設するとしています。この基金について、毎年どのくらい積み立てるつもりですか。19年も後を想定して、最終的にはどのくらいの規模まで積み立てるつもりなのか。一般会計に臨時的性格の強い財政調整基金を置く意味合いは何か答えてください。

3つ目に、ケーブルテレビのFTTH化について伺います。

この事業は、昨年4月の国の高度無線環境整備推進事業補助金、県の光ケーブル推進事業費補助金に加え、組合の構成市町の起債と基金によって行うとされました。しかし、その後に国からの臨時交付金が決定したりして、構成市町の初期負担は大きく変動しています。最終的に各市町のFTTH化工事のための起債と一般会計負担はそれぞれいくらかになるのか答えてください。また、全体の撤去工事と25年間の保守管理費用はいくらの見込みなのか。FTTH化することによって、どのような事業展開が見込まれ、そのことによって住民が得られるメリットは何か。住民負担は増えないのか答えてください。以上です。

○議長（西岡 良則君）それでは、答弁を求めます。はい。「理事長 笹島 春人君」。

○理事長（笹島 春人君）井田議員の質問の1つ目の項目「第8期介護保険事業計画における人材確保について」にお答えをいたします。

はじめに、空きベッドいわゆる空床ベッドに関しましては、現在、組合で把握しております特別養護老人ホーム、老人保健施設及び短期入所生活介護の職員不足等により利用を制限しているベッド数につきましては、組合管内で74床程度となっております。また、利用制限を解消するために

必要な介護職員数を各施設に問い合わせしたところ、介護職員や看護職員など 35 名程度の人材確保が必要との回答を得ております。

次に、施設整備に必要な人材についてであります。第 8 期介護保険事業計画期間中において、地域密着型サービスで計画をしております施設整備に伴うサービスの提供に必要な職員数につきましては、介護サービスの提供体制、雇用体制及び事業所の運営方針などにより、必要な職員数が左右されるため、一概に必要な職員数をお答えすることは中々困難であります。人員基準や現在運営しておられる事業所を参考に推計いたしますと、概ね最低 80 名程度の職員が必要と思われま

す。次に、介護職員の育成、確保につきましては、本組合では、介護職員による前向きな姿勢などを映像化し、ユーチューブにて配信する介護職のイメージアップを図る取り組みや、「介護資格取得支援給付金」による介護職員のキャリアアップ事業、あるいは管内指定介護事業所への就労につながった介護職員を紹介いただいた方に謝金等を支給する介護事業所に支援をする「介護人材発掘支援事業」などの取組みを鋭意行っているところであります。

新年度における予算額につきましては、「介護資格取得支援給付金」で、140 万円、「介護人材発掘支援事業」で 10 万円を、それぞれ計上いたしております。

さらに、新年度新規事業といたしまして、学生や若者にとって介護職が魅力ある職業となるような新たな介護職の PR 映像を制作し、これまでの動画と併せて、イメージアップを図ってまいりたいと考えており、その制作委託料として、88 万円を計上いたしております。

これらの施策において、一人でも多くの介護人材が確保され、育成につながればと考えております。

当組合といたしましては、今後も引き続き、事業内容や制度についてさらなる周知に努めるとともに、構成市町が実施する資格取得、就労支援、移住定住促進や離職防止などの介護人材の確保・定着策などとの連携を図ることはもちろんのこと、県やハローワークなどの関係機関、各介護事業所ともより一層、介護人材の掘り起しや養成、確保や定着に取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、介護職員の処遇改善につきましても、引き続き国や県に強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（西岡 良則君）はい。「総務課長 越 雄一君」。

○総務課長（越 雄一君）次に 2 つ目の項目「介護給付費準備基金及び財政調整基金」についてお答えいたします。

まずはじめに「介護給付費準備基金」についてであります。介護保険事業は、計画期間である 3 年ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護保険サービスの見込量に見合うように設定する、中期的な財政運営方式を採用しているところでございます。

このような制度のもと、介護保険がスタートした第 1 期から第 3 期までの 9 年間で約 4 億円の余剰がありましたが、その後の第 4 期と第 5 期の 6 年間では、介護保険サービスにかかる給付実績が計画を上回りまして、約 3 億 1 千万円の財源不足が生じております。その後、第 6 期では約 5 億 1 千万円の余剰が出ております。また、第 7 期では平成 30 年度と令和元年度の 2 ヶ年で約 2 億 2 千万円の余剰となっております。いまほど申し上げましたように、期間によっては、余剰の時期も

あれば不足の時期もあり、現在の余剰といたしましては、約8億2千万円となっているところでございます。

また、この余剰金には、公費であります国や県、構成市町からの負担金及び40歳以上65歳未満の被保険者が負担する保険料いわゆる第2号保険料ですけれども、毎年精算することから、この中には含まれておらず、余剰金は65歳以上の被保険者が納付された保険料の余剰でございます。

来年度からの第8期介護保険事業計画では、余剰金3億3,100万円を充当することで、本来ならば保険料の平均月額5,933円となるところを、第7期と同額の5,600円に抑えることによりまして、余剰金を広く被保険者に還元したいと考えているところでございます。なお、この保険料は、県内でも最低水準の見込でございます。また、国が示す中長期的な視点からも、第8期以降、団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年に向け、介護給付費及び介護保険料の上昇に備えまして、保険料の急激な上昇を抑えるため、保険料の余剰を基金として積み立て、将来の財源不足及び保険料の急激な上昇の抑制に活用してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の「年間の積立額と最終的な積立規模」につきましては、各年度の介護保険サービスの利用状況にかかる給付費の執行状況によりますので、当初予算案の現段階では、毎年の余剰金の見通しは立ててございません。また、最終的な余剰の規模につきましても、目標とするのは積立金額ではなく、介護給付費と保険料との適正なバランスを保ちつつ、保険料の急激な上昇を抑制することでありますので、長期的な視点による介護保険事業の財政運営に努め、基金を管理運用してまいりたいと考えているところでございます。

次に「財政調整基金」についてであります。この基金は、当組合の設立当初の頃に構成市町からの拠出金をもとに現在に至っているもので、過去には大規模な電算システムの改修などにも活用した実績があります。

現在、この財政調整基金を取り崩す場合としましては、1つ目が、介護保険事業に要する費用の不足等で財政運営に支障が生ずるとき、2つ目が、特別な給付事業を行うための財源に充てる時、3つ目が、介護保険施設の広域的な基盤整備のための財源に充てる時となっておりますが、今回提出しております議案にて、この中の2つ目の項目であります「特別な給付事業への充当」につきましては、財政調整基金による充当ではなく、新たに制定を予定しております「介護給付費準備基金」にて財源不足を補うことで提案させていただいており、各基金の目的による棲み分けを明確にするとともに、基金の趣旨に添った運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西岡 良則君）はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」。

○ケーブルテレビ事業課長（越 雄一君）次に3つ目の項目「CATVのFTTH化」についてお答えいたします。

FTTH化整備工事につきましては、12月補正予算でご承認をいただいたものに加え、令和4年度から令和6年度に行う引込宅内工事のほか、FTTHへの移行が全て終了した後に行います現在敷設のHFCの撤去工事が見込まれます。

現時点で最終的な金額をお示しするのは困難ではありますが、概算の事業費といたしましては、昨年6月の全員協議会でお示した事業費に近いものになると考えております。

なお、保守管理費用を含む運営経費につきましては、使用料収入で賄うこととしております。

F T T H化による住民の皆様へのメリットといたしましては、1市2町全域が光化されることにより、民間の光サービス未提供地域が解消されることから、情報通信環境の格差是正が図られると考えております。

また、ケーブルテレビ事業では、コースの多様化が図られることから、サービスの選択肢が増えることとなり、インターネット事業では、通信速度の高速化により、テレワークやウェブ会議、オンライン授業などに対応できる環境が整うこととなります。

さらに、運営者側のメリットといたしましては、F T T HはH F Cに比べ雷害に強いことや、伝送路の設備を減らすことができることから、修繕料や電気代の削減等も図られると期待するものがあります。

住民の皆様のご負担につきましては、今回、H F CからF T T Hの移行に関しまして、国や県の支援をいただきながら設備更新を進めていることで、財政的な負担は軽減されており、また、今後の料金等の設定につきましても、先程小柳議員の答弁の中でもお答えいたしました。県内ケーブルテレビ事業者の内容や料金を参考にしながら、できる限り加入者の負担増とならないよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

「再質問」

○議長（西岡 良則君） それでは、再質問を受けます。はい。「井田 義孝君」。

○7番（井田 義孝君） 順を追って再質問します。

最初の空きベッドの件ですが、私は通告にちゃんと各市町で何床で、制限解除には何人の職員が必要かと通告しているのですが、組合管内全体の数字でしかお答えいただけませんでした。これが1点、それと8期の事業計画で80人の職員が必要だと言いましたが、8期の事業計画の95ページを見ると、老健、特養、介護医療院については現状維持で、グループホーム45床増設しますというのが、この間7期計画で応募のあったものが、開設が遅れて8期に移しますということでした。グループホームを3つ整備するのに、職員が80名もいるのか疑問に思います。この2点について、お聞きしたい。

○議長（西岡 良則君） はい。「総務課長 越 雄一君」。

○総務課長（越 雄一君） まず、最初の質問であります74床の空きベッド数につきましては、組合としては、全体の数を把握しておりますので、内訳については、エリア内に1箇所しかない事業所もございますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。何卒、ご理解をお願いします。

また、もう1つのご質問でございます80名程度の職員必要ということでございますが、これは8期の計画に載っております3年間での新たな施設と7期から繰越している施設の分を併せたもので、把握しているものです。

○議長（西岡 良則君） はい。「井田 義孝君」。

○7番(井田 義孝君) 私が言ったグループホーム3つ以外に整備計画があるという理解でよろしいですか。

○議長(西岡 良則君) はい。「総務課長 越 雄一君」。

○総務課長(越 雄一君) 先日、全員協議会の方でもご説明させていただきました8期の計画書、お手持ちの方はご覧いただければと思いますが、96ページに記載されております施設の整備に必要な人数ということでご理解いただければと思います。

○議長(西岡 良則君) はい。「井田 義孝君」。

○7番(井田 義孝君) 先ほど7期のことについて言いましたが、7期の間に出来たのは、小規模多機能と認知症対応型が2つということで、これは6期からの積み残しです。7期に応募があったものは、7期中には開設できずに8期に送ったという説明でした。これは、ニーズに基づく整備計画になっていないです。出来る所だけ作るという結果になっています。これに対して、是非理事の皆様には政治家として、事務的にやるのではなく責任を持って取り組んでいただきたい。

次に基金ですが、私は何度も、これは国の方針として積み立てておくのは駄目だから、被保険者に還元して翌年の保険料に充当するという答弁をいただいておりますが、どうして国の方針とは違ふと受け取れる基金を創るのですか。

○議長(西岡 良則君) はい。「総務課長 越 雄一君」。

○総務課長(越 雄一君) 準備基金条例につきましては、本組合以外の保険者につきましても、全て設置しているところがございますし、国の方からもこのような基金を設立して運用することは、国からの方針として示されているところがございます。今回、この時期になりましたのは、第8期の初年度からに合わせて足並みを揃えたいということ、また、国の中長期的な視点での保険料ということもありまして、遅ればせながらこの時期に制定させていただきたいと考えております。

○議長(西岡 良則君) はい。「井田 義孝君」。

○7番(井田 義孝君) 高齢者は増えていくということですが、昨今の給付費の執行状況を見てみますと、これからもどんどん基金にお金が貯まっていくのではないかという気がしてなりません。広く保険者へ還元することで、適正な運用をお願いしたいと思います。

最後に1つだけ聞きます。ケーブルテレビをFTTH化して、これが出来る、あれが出来るという新しい活用方法を住民に知らせて、住民から逆にじゃあこういうことは出来ないのかというニーズが出てくるように周知していくべきだと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長(西岡 良則君) はい。「ケーブルテレビ事業課長 越 雄一君」

○ケーブルテレビ事業課長(越 雄一君) いろんな方のご意見、アイデア等を反映させていきたいとは

思っておりますが、そのような取り組みをするにしましても、まず基幹となりますF T T H幹線工事ができないと、その活用方法やアイデアは出てこないと思います。しっかりと幹線工事をやった上で、あるいはやりながらでも結構だと思いますが、活用方法等についてご意見をいただいきたいと考えております。

討論・表決「議案第1号から議案第14号」

○議長（西岡 良則君）次に、日程第5、「議案第1号」令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算から「議案第14号」黒部市・入善町・朝日町高度無線環境整備工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

はじめに討論を行います。討論はございませんか。はい。「井田 義孝君」。

○7番（井田 義孝君）私は、議案第5号、12号、13号には賛成いたしますが、その他に議案11本には全て反対する立場で意見を述べます。

私がかねてから、職員不足による利用制限や施設整備の遅れにより発生している多額の剰余金について、どのように被保険者に還元するのか質問してきました。令和元年度決算では、実質収支差額は9億2,500万円もの黒字、前年度からの繰越や精算を差し引いても、元年度だけで9千万円以上もの保険料剰余金が余っています。2019年8月議会の答弁で当局は、国の方針では、被保険者から集めた保険料などで基金に積まず、翌年度の予算に編入して、保険料の軽減など被保険者に還元せよとのことだと答弁書に印刷までして私に示しました。それなのに、国の方針とも全く違う介護給付費準備基金を設けることとし、今回の予算でも剰余金の有効活用は示されていません。

また、この基金創設に伴い、従来の財政調整基金を一般会計に編入するとされていますが、臨時的性格が強い財政調整基金を事務費が中心の一般会計へ編入する意味が分かりません。これでは、有効活用する手段が見当たらないので、とりあえず基金に積むように見えます。

そもそも職員不足で、施設整備が進まず、給付が増えないことが黒字の原因なのに、2040年まで給付が増大し、保険料が急激に上昇する根拠はどこにあるのですか。20年後の高齢者を人質に取るような言い分には賛成できません。基金を創るとすれば、一般会計に職員育成・確保のための処遇改善制度の財源となる基金を創るべきではありませんか。構成市町分担金を30年度は5,900万円、元年度は7,226万円も返還しているのですから、財源は十分にできるはずですが。これらの理由から議案第1号、2号、7号、8号にはとても賛成できません。

さて、第6期から7期に介護保険事業計画が移る時、6期計画にあった24時間随時対応型小規模看護介護など、募集しても応募が無かった施設整備は、確実に職員確保が見込まれる事業を整備するのだとして、7期計画から落とされました。私はニーズに基づく整備計画から、できる施設だけ作るという計画に変質させるのかと問いただしてきました。先ほども申し上げましたが、7期に整備された施設は6期からの積み残し、そして応募があった施設は7期中に整備できず8期に送られました。これでは、ニーズに基づくどころか7期は何もしなかったも同然です。これほどに施設整備が進まず、保険料が上がっているのに、なぜ保険料を引き下げて被保険者に還元しないのですか。職員を確保して、入所制限を解消し、必要な施設整備を進めるのが本筋ですが、それがままならない現在の状況で、剰余金も還元しない、保険料も引き下げないというのはありえないことです。これらの理由からも議案第2号、第4号には反対します。

議案第9号の内容には賛成したいところですが、保険料は現状を維持するとなっており、第9号にも反対せざるを得ません。

ケーブルテレビのF T T H化ですが、私がかねてから25年後が見通せない事業に突入すべきではないと反対してきました。しかし、当局はF T T H化を決定、工事予算も2年度補正で成立しました。私はどうせ張り替えるなら住民にとってどんな利点があるのかをよく考えるべきだと思います。しかし、当局から具体的な展望が示されたとは言えません。I T弱者である丘陵地帯のみならず、大手通信会社が光ファイバー網を展開している町部でも、今後どのような事業展開ができるのか大いに疑問です。同軸の撤去費用や今後25年間の保守管理の費用も懸念が残ります。住民にとって明らかなメリットが示されるまで、賛成するわけにはいきません。よって議案第3号、6号、14号には反対します。

議案第10号及び11号ですが、どちらも通所、入所の施設基準、人員基準を緩和するものであり、こんな介護水準を大きく引き下げる改正は本末転倒です。国の責任で介護職員の待遇を大幅に改善し、優秀な人材を十分に施設に配置できるようにすることこそが、本来すべきことです。こんな逆立ちした条例改正には賛成できません。当組合管内においても、処遇改善による職員確保こそが、諸問題解決への唯一の道であると申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（西岡 良則君）他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（西岡 良則君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。議題の内、「議案第1号」令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号」令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号」令和3年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号」令和3年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日についてを、

起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号」令和2年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第6号」令和2年度分担金に関する構成市町の方賦の額及び納付期日についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護給付費準備基金条例の制定についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合財政調整基金条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第9号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第10号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 11 号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 12 号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 13 号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 14 号」黒部市・入善町・朝日町高度無線環境整備工事請負契約の締結についてを、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

「議会運営に関する調査について」

○議長(西岡 良則君) 日程第 6、「議会運営に関する調査について」を議題といたします。

本件を付託した議会運営委員会の調査の結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 野島 浩君」。

○5番(野島 浩君) 本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る 2 月 17 日に開催し、2 月定例会の会期、議事日程及び議会運営に関する事項について協議をいたしました。

次に、同じく 2 月定例会の理事長提出議案 14 件について説明を受けた後、その取扱いについて協議をいたしました。

また、本委員会では、議会運営の効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会

閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（西岡 良則君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（西岡 良則君）質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審査」であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡 良則君）ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を閉会いたします。最後に、理事長からご挨拶があります。

○理事長（笹島 春人君）2月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

当局から提案をいたしました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、滞りなく議了され、ご承認いただきましたことに関しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

審議の過程におきまして賜りましたご意見等につきましては、心して執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、いよいよ4月から第8期介護保険事業計画が始まります。住民の皆様には事業計画の概要版の全戸配布という形で周知をいたしますが、新たな計画では、認知症施策や支援を必要とされる方への支援体制づくりをこれまで以上に進め、さらには、災害や感染症に対する備えについて取り組んでまいりたいと考えております。

一方、ケーブルテレビ事業では、F T T H化整備工事の進捗管理はもとより、今後の事業運営をどうしていくかという大きな課題があり、現在、検討を重ねているところであります。

どちらの事業も、住民の皆様にとって密接な事業でありますので、安心して快適な生活の実現につなげていけるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

議員各位には、今後も益々のお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（西岡 良則君）皆様、お疲れ様でした。

午後2時58分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月25日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会議長

署名議員

署名議員